

今年もお早めに!

住民税 の申告をはじめります

所得税

◆確定申告をしなければならぬ人
○事業をしている人。不動産収入のある人。土地や建物を売った人などで、平成6年中の所得金額の合計が、基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える人。
○サラリーマンで、給与の年収が一千万円を超える人、給与所得や退職所得以外の所得金額が二〇万円を超える人、二ヶ所以上から給与(年金受給者含む)を受けている人。
◆確定申告をすれば税金が還付される人。

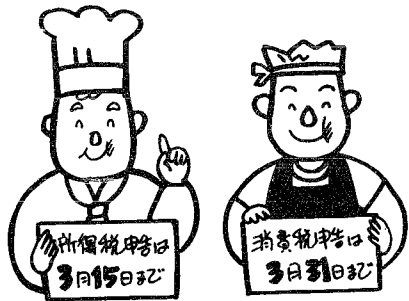
住民税

○確定申告をしなくてもよいサラリーマンでも、雑損控除(雪降りし費用含む)や、医療費控除、住宅取得等特別控除などが受けられる人。
○平成6年中途で会社を退職した後、就職しなかった人で年末調整を受けなかった人。
◆住民税の申告をしなければならぬ人
○平成6年1月1日から12月31日までの間に所得(年金含む)のあった人。
○国保加入者。
○扶養家族として証明書が必要な人。

○生命保険や医療費控除を受けようとする人。
該当する方には、後日申告書を送付いたします。申込の手引をよく読んで、ご自身で計算し、正しい申告をしてください。

所得税、住民税とも申告には印鑑、源泉徴収票、各種領収書、証明書などが必要です。

各申告書は、町・県民税や国民健康保険税等を計算する基礎資料となるばかりでなく、各種証明事務の資料にもなりますので、該当項目に正しく記入し期限までに申告してください。



所得税・住民税 3月15日(水) 消費税 3月31日(金)

2月16日(木)

消費税

個人事業者の方の消費税の確定申告は、3月31日までとなっています。期限間近になりますと大変混雑し、長時間お待ちいただくたり落ち着いて相談できなかつたりしますので、できるだけ早めにお済ませください。

土地や建物を 売ったときは

譲渡した土地や建物については他の所得と合わせて所得税の確定申告が必要となります。

財産を もらったとき

平成6年分の贈与税の申告は2月1日から3月15日までです。贈与税は、個人からもらった現金、預貯金、有価証券、土地家屋、事業用資産、貴金属、宝石、美術品などの財産の合計額が1年間に60万円を超えた場合にかかります。

平成6年分の贈与税の納期限は、申告期限と同じ3月15日です。ただし、贈与税額が10万円を超えて一時に納付できないときは、担保を提供して5年

納税相談日の ご利用を

以内の年賦延納で納める制度があります。
確定申告の期間中、左記により「納税相談」が実施されますのでご利用ください。
◎営業、譲渡、贈与関係者
日時 3月6日(月)・7日(火)
受付時間 午前9時30分より11時まで
午後1時より3時30分まで
会場 役場2階研修室

所得税の 還付申告について

所得税の還付申告は、2月16日以前でも各税務署で受け付けています。また、還付を受けられる納税者には口座振込みをおすすめしていますので、還付を受けられる方の預金口座番号が必要となります。

安全便利な 振替納税

安全です。
今やキャッシュレス時代。振替納税は、現金を持ち歩く必要がなく大変便利です。
うっかり納税を忘れてしまっ

税金電話相談 (タックスアンサー) について

ことなく、納税したことが預金通帳にも記載されます。
手続きは簡単です。金融機関の窓口、税務署にお問い合わせください。
お勧めします。安全で便利な振替納税を!
タックスアンサーは、身近な税金についての解説が約470項目収録され、利用者が電話でお聞きになりたいコードを指定すると、コンピュータが解説します。タックスアンサーの電話番号と解説のテーマやコード番号は「タックスアンサーコード表」に取りまとめられ、税務署や、市町村役場の窓口にあります。

利用方法

- ① 025-223-2299
へダイヤルしてください。
- ② コード表でコード番号を確認してください。
- ③ 電話での案内のとおりコード番号をダイヤルしてください。

